

## 第9章 自然環境

### 第1節 自然環境の現状

#### 1. 概要

本市は首都圏 40km 圏内に位置し、かつての高度成長とともに都市化が進み、それに伴い、緑地、水田、畑、湧水等の身近な自然の減少が続き、長年にわたり共生してきた歴史のある動植物にも減少などの変化がみられています。

市民は、このような都市化の進展や余暇時間の増大等とともに自然や文化とのふれあいを強く求め、なかでも、緑と水辺の身近な環境の大切さ、よりよい環境の創造などを重要視するようになっていきます。

本市では、総合計画後期基本計画での基本目標の一つ「みどりと都市が調和したうるおいのあるまち」に基づき、自然環境づくりの施策の推進に努めていきます。

#### 2. 緑の現状（山林）

本市の山林は、北部と中央部から南部にかけて分布しており、面積は約 4.86km<sup>2</sup>で、市の面積の約 14.1%を占めています。この割合は県平均より低く、住宅地や事業場など都市化により減少傾向にあります。

区分としては、スギを主体とした人工林とクヌギ等の天然林で、特徴としては、スギ林はサンプスギの溝腐病が蔓延し、被害が広まっています。マツ林は松くい虫の被害により多くが消滅しています。

近年は、市内全域で手入れ不足により荒廃が進み、不法投棄の場所になりつつあります。

### 第2節 自然環境の対策

#### 1. 緑地の保全・創造

##### ア 四街道市みどりの基本計画

都市緑地法により、市町村は「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」を定められることから、市のみどりに関する基本的な考え方を示すための計画として、平成 18 年 1 月に策定しました。また、長期的な方針となる「みどりの基本計画長期行動計画」を平成 28 年 4 月に策定しました。現在、たろやまの郷等で緑の保全や緑化の推進に取り組んでいます。

##### イ 四街道市森林整備計画

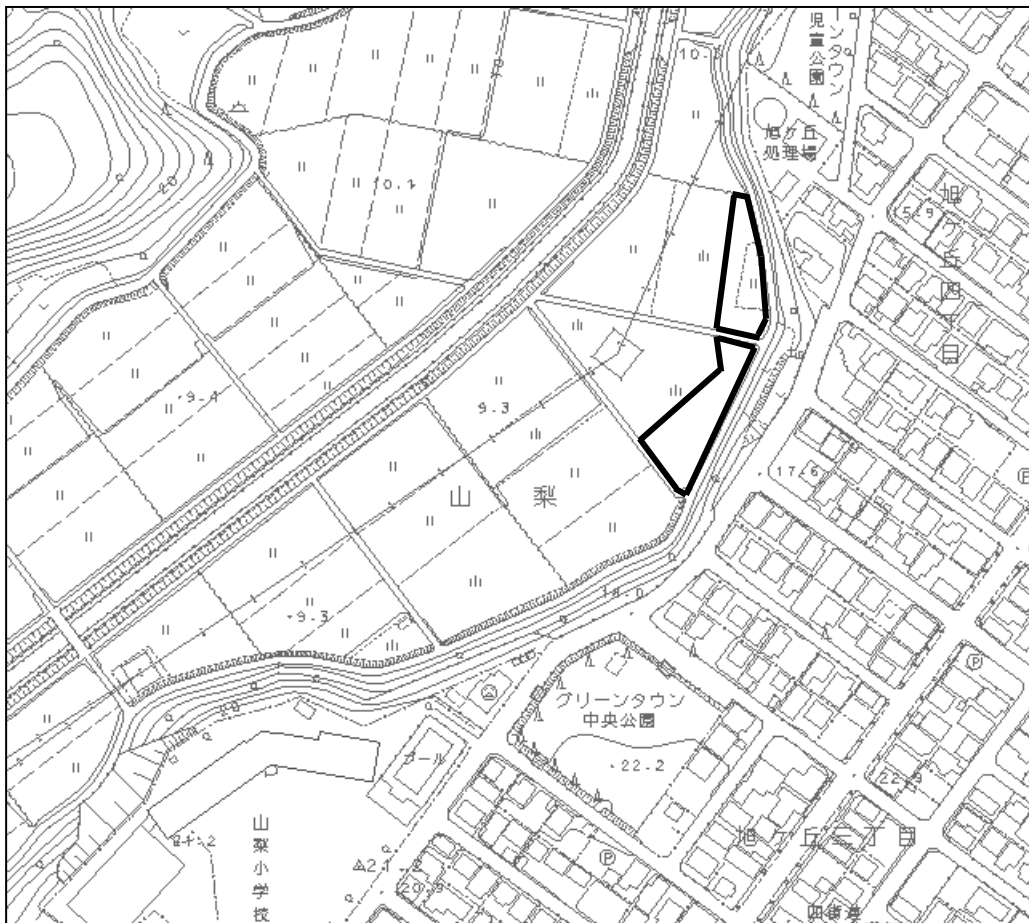
森林法により、森林整備計画を造林から伐採までの森林事業に関する総合的な計画へと計画事項を拡充し、地域森林計画の対象となる森林が所在するすべての市町村が策定することとされています。

本市では、都市近郊林の特徴を生かした計画を平成 11 年 3 月に策定しました。

## 2. 自然観察地

本市では、市内山梨地先の休耕田を自然観察地として借り上げ、ホタルの自生地として市民団体や地域の方々と連携を図り整備しています。ホタルの自生地では、例年7月中旬から8月初旬にかけて、ヘイケボタルが鑑賞できます。

図 9-2-1 自然観察地 所在地（太枠内）：市内山梨 1940 番地付近



図表 9-2-2 自然観察地付近のホタル生息数 (単位：匹)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
生息数	62	61	67	61	44	45

※生息数は、四街道自然同好会の調査報告による。

## 3. 外来生物対策

外来生物とは、もともといなかった国や地域に、人間などによって外部から持ち込まれた生物のことです。これによって、地域固有の生態系が大きな脅威にさらされており、中には、農作物・水産物に対して被害を及ぼしたり、人間に直接危害を加えたりする種類もいます。

このため、環境省は、平成 17 年 6 月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」を施行し、外来生物のうち、在来の生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「特定外来生物」を指定しています。

なお、特定外来生物に指定されると、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含め、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが原則禁止され、防除等を行うこととしています。

市内にも以下のような特定外来生物が確認されており、生態系等への被害が心配されます。

動物：カミツキガメ、ウシガエル、カダヤシ、セアカゴケグモ

植物：オオキンケイギク、アレチウリ

図表 9-2-3 カミツキガメ防除実績

(単位：頭)

区分 年度	千葉県			四街道市
	罾による捕獲	緊急収容 (市町村・警察等)	計	県施設への搬入
H25	550	85	635	3
H26	732	175	907	2
H27	793	174	967	7
H28	1,187	273	1,460	14
H29	1,259	170	1,429	4
H30	1,998	261	2,259	6

※市内で捕獲された個体は千葉県生物多様センターへ搬入されており、千葉県の緊急収容された頭数に含まれる。

